

1. 研究のテーマ

「豊かな教育を子どもたちに」を継続テーマとして、研究をすすめている。

2. 研究組織

東山梨地区の教育条件整備部会は、校長 2 名・事務職員 30 名、合計 32 名により構成され、昨年度に引き続き二つの支会（山梨市・甲州市）単位で研究をすすめている。

山梨支会は、事務職員 12 名で構成されており、中学校 1 校で複数配置となっている。学校設置状況は、小学校 8 校・中学校 3 校の計 11 校となっている。

3. 研究日程

月 日	会場	内容
5 月 8 日（水）	塩山中学校	・全体会・日程の確認
5 月 22 日（水）	塩山中学校	・春季教研の還流報告 ・研究内容の決定
6 月 12 日（水）	山梨市役所	・共通予算要望について（事務担当者会と連携） ・相互学習会「新学習指導要領と事務職員」
8 月 9 日（金）	山梨市役所	・前年度決算・当初予算推移の結果分析（各校の資料・情報交換） ・講演「事務職員の研修制度と今後の事務職員のあり方」（講師：県義務教育課 堀内光主査） ・相互学習会「学校職員の労働条件等について」
8 月 28 日（水）	山梨市役所	・支会中間報告について（原案の提案）
9 月 18 日（水）	塩山中学校	・全体会・支会ごと中間報告 ・私費の調査、分析について
11 月 27 日（水）	塩山中学校	・予算要求・ヒアリングの情報交換
1 月 15 日（水）	山梨市役所	・私費について（各校の資料・情報交換） ・やまなしし出前講座「市長ふれあいトーク」
2 月 5 日（水）	山梨市役所	・山梨支会まとめ
2 月 12 日（水）	塩山中学校	・全体会・支会ごとまとめ、次年度の方向性

（昨年度までの研究成果と課題）

- ・前年度決算・当初予算推移の結果分析
- ・私費の調査・分析
- ・県外視察研修（世田谷区立深沢中学校）
- ・共通予算要望書の作成
- ・ミニ学習会

○成果

継続研究となっている予算分析を実施し、自校予算の編成について、成果・課題をまとめることができた。

2018 年度の研究の柱の一つとして、「学校施設の長寿命化計画」の学習をすすめた。本

部会員を講師としたミニ学習会では、改築との違いや耐用年数の延長について、理解を深めることができた。

また、県外視察研修では、長寿命化計画に沿って改修をおこなった世田谷区立深沢中学校を見学した。工事に至る過程も知ることができて、実際に山梨市で計画を実行していくための参考となった。研修には、実際に計画策定をおこなう、山梨市学校教育課の担当者にも同行いただき、予算編成ヒアリング時には、学校教育課長より長寿命化計画の策定についてすすめていくとの回答を引き出すことができた。

山梨市の出前講座を活用しておこなった市長と事務職員との意見交換では、共通予算要望書や義務教育振興会議等、折に触れて話題に上げてきた高速印刷機の導入について、「全校より高速印刷機の導入の要望があったが、教職員の多忙化解消に役立つならば整備していく」との発言もいただいた。

○課題

長年継続している予算分析にもとづいて、市長による学校訪問の折に、教育予算が削減されている現状を示し、児童生徒数が減少しても、授業内容や教科そのものを減らすことはできないため、教育予算が確保されるよう要望をした。教育条件整備部会でも予算を最大限に活用できるよう、改善の案を出し合い、次年度予算へ反映できるよう今後も方法を探っていきたい。

県外視察研修でも、視察先とは財政規模が異なる山梨市でそのまま実施していくことの困難さを印象づけられたが、財政的な制約があるなかで、いかに児童生徒に豊かな学校生活を保障していくか、引き続き検討が必要であると認識した。

4. 今年度の研究内容

5月11日（土）に県の春季教育研究「教育条件整備の運動」分科会があり、研究の課題が4つ示されたことを受けて、以下の研究をすすめている。

- ①子どもの就学・修学保障と保護者負担の軽減，教育予算要求のとりくみ
→前年度決算・当初予算推移の結果分析，共通予算要望，私費負担調査
- ②子どもの学習権を保障する学校環境整備のとりくみ
→相互学習会「新学習指導要領と事務職員」，やまなしし出前講座「市長ふれあいトーク」
- ③学校運営と学校事務
→講演「事務職員の研修制度と今後の事務職員のあり方」(講師：県義務教育課堀内主査)
- ④教職員の労働条件等の確立のとりくみ
→相互学習会「学校職員の労働条件等について」

5. 研究の経過（第4回までおこなった内容）

①子どもの就学・修学保障と保護者負担の軽減，教育予算要求のとりくみ

○共通予算要望について（6月12日）市事務担当者会と連携

2017年度の研究でもとりあげていた、図書館システムの導入について、今年度もとりくむこととし、共通予算要望書に盛り込んだ。他市の導入状況等を情報収集するなかで、導入に向けて山梨市の学校司書で構成される、司書研究会とも連携し検討をおこなうこととなった。7月10日の事務担当者会は司書研究会と合同開催とし、図書館システムの業者

からシステムの機能やコスト面の説明を受けた。

学年費の振替手数料について、昨年度、これまで無料だった一部金融機関から有料化する旨、連絡があったことを受け、今年度の研究会でも対応を協議した。今年度についてはすでに振替が始まっており、保護者負担となってしまったが、金額を公費化させることはできないか、また、未納で再度引き落としになった場合の手数料の問題等、今後、保護者負担を増加させないために引き続きとりくみをすすめることが確認された。

○前年度決算・当初予算推移の結果分析（8月9日）

「学校配当予算一覧表」（資料1）、「学校配当予算分析表」（資料2）、「学校配当予算・決算一覧表」（資料3）を用いて、市内各校の予算分析をおこなった。2006年度から継続しているこの分析は、予算令達額、前年度決算額を入力することで、グラフや割合の推移を見ることができる。

2018年度決算について2017年度と比較すると、残額の合計は減った。費目別に見ると、燃料費は不足が見込まれたため、12月補正で増額をおこなった学校が半数あったが、暖冬の影響で最終的に残額が多く出た学校が複数あった。今年度の経費等を細かくチェックし、予算要求につなげていきたい。学校給食費は、市の給食センター新設にともない、2019年度より費目が廃止されたが、最終年度の2018年度は、栄養教職員がセンターの準備等で学校に滞在する頻度が減った関係で、消耗品の必要量の把握が困難となり、残額が発生した学校もあった。

2019年度の当初予算配当について、令達額は各校要求どおりの額となった。ただし、一部学校が学校予算で要求した机や楽器などの高額備品は、市教委予算に吸い上げられる形で市教委が執行することとなったものの、必要な時期に納品されないなど、納期の面で問題が発生している。引き続き、市教委と連携を取る必要がある。

今年度の予算執行は、10月から予定されている消費増税の影響が、支出にどのように影響を与えるか、見極める必要がある。また、全小学校に年度途中から導入されることとなっている高速印刷機の使用量や、コピーのコピー料の変更の推移にも注意を払う必要がある。

②子どもの学習権を保障する学校環境整備のとりくみ

○相互学習会「新学習指導要領と事務職員」（6月12日）

本部会員を講師として、上記テーマにて学習会をおこなった（資料4）。学習指導要領の意義や変遷を見たのち、一例として「クラブ活動」について、新旧対照表からその位置づけを確認し、徴収金まで見据えたものとなっているか、学校の活動を積極的に見ていくことが重要である点を確認した。

また、「5年後の学校」の姿を見るために、中教審の審議内容についても紹介があった。今後の学校のなかで、事務職員は定型的な仕事をこなす事務員ではなく、主体的に管理職にも提案する事務職員として仕事をおこなっていく必要があるとの話があった。急速な世代交代がすすむなか、経験の少ない事務職員が職務をすすめていく上で重要な、事務職員としての心構えを学ぶ貴重な機会となった。

③学校運営と学校事務

○講演「事務職員の研修制度と今後の事務職員のあり方」（8月9日）

学校運営と学校事務について、長年学校事務職員として従事され、現在は県義務教育課で学校事務職員の研修制度を担当されている堀内主査よりご講演をいただいた。

当日は事前にお渡ししていた、事務職員からの質問事項も踏まえた講演がなされ、学校現場から行政へ移って感じたことや物事のすすめ方の違いについてなど、ざっくばらんにお話を伺えた。

研修計画については、2019年2月に発出された「やまなし学校事務職員育成指標」を基に説明がなされた。全体研修に加え、キャリアステージに応じた研修をおこなうため、昇任研修・経年研修を実施することもお話があった。今後の事務職員のあり方としては、近年の事務幹事の拡大や共同実施のモデル地区指定など事務職員をとりまく状況に触れつつ、県が事務職員の重要性を認識し、期待が高まっていることの表れであり、この好機を活かして積極的に学校運営に参画していくことが必要だとお話いただいた。

④教職員の労働条件等の確立のとりくみ

○相互学習会「学校職員の労働条件等について」（8月9日）

教育条件整備には、子どもの学習条件の整備とともに人的条件の整備も欠かせないとの視点から、学校で働く職員の労働条件について知る機会として、本部会員が今年度の全国的な研究会に参加しての報告をおこなった資料5。そのなかで、学校用務員・学校司書については非正規化がすすんでおり、労働条件の改善が重要であることが指摘された。

また、事務職員については時間外手当に着目して、近県の時間外手当の支給状況を知るために、いくつかの自治体に情報公開請求をおこなった資料6。入手した資料から各県での差異が明らかになったとともに、公開請求の手続きについても大変参考になった。

事務職員の昇任問題についても、「学校事務の特殊性に鑑み一人勤務でも6級到達が可能である」とした、当時の文部省のいわゆる「32年通達」の確認をおこない、学校事務職員としての職責をになうためにも、十分な待遇保障が必要であると確認された。

6. 研究まとめ

継続研究である前年度決算・当初予算推移の結果分析については、10年以上のとりくみとなっているが、前年度の反省や課題を全校で共有し、今年度の執行や次年度の要求にむけて、有益な情報交換の場となっている。今年度については、昨年度同様に、山梨市の出前講座を活用しての市長との意見交換を計画している。講座の場においても、予算分析やこれからおこなう予算要求・ヒアリングの情報交換を活かして、市長にも学校の実情を伝えることとしたい。

近年、事務担当者会と連携を図りながらの研究が続いているが、今年度についても同様にすすめている。7月には、図書館システム導入にむけての説明会を司書研究会とともに共同開催した。このほか、私費の研究に関わり、現在宮崎市の学校納入金取扱マニュアルを参考に、本市の取扱マニュアルの作成・検討をおこなっている。これからも厳しい予算状況は続く予想されるが、豊かな教育環境を整備していくために研究を続けていきたい。

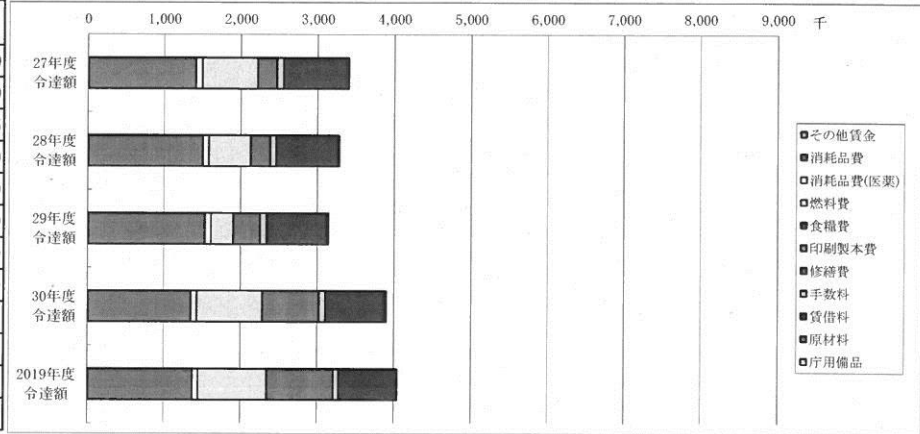
学校配当予算一覧表

〇〇学校

児童生徒数	27年度	28年度	29年度	30年度	2019年度
	425	412	410	395	382

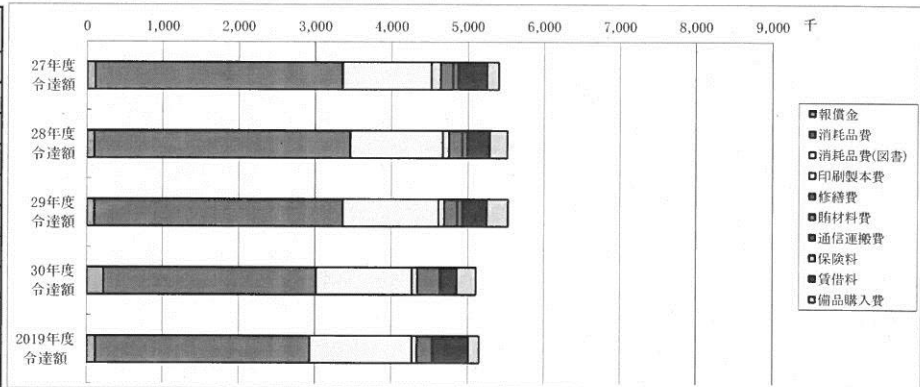
学校管理費

節	細節	27年度 令達額	28年度 令達額	29年度 令達額	30年度 令達額	2019年度 令達額
賃金	その他賃金	0	0	0	0	0
需用費	消耗品費	1,415,000	1,506,000	1,538,796	1,353,000	1,376,000
	消耗品費(医薬)	81,000	80,000	78,204	78,000	76,215
	燃料費	723,000	543,000	286,000	853,000	894,000
	食糧費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	印刷製本費	0	0	0	0	0
	修繕費	250,000	250,000	350,000	736,000	860,000
役務費	手数料	87,000	83,000	84,000	84,000	76,000
使用料・賃借料	賃借料	818,000	789,000	774,000	758,000	758,000
原材料費	原材料	30,000	30,000	30,000	36,000	0
備品購入費	庁用備品	0	0	0	0	0
合計		3,406,000	3,283,000	3,283,000	3,900,000	4,042,215



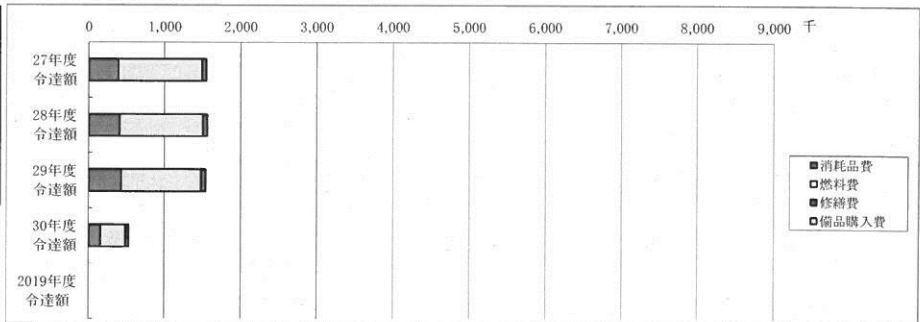
教育振興費

節	細節	27年度 令達額	28年度 令達額	29年度 令達額	30年度 令達額	2019年度 令達額
報償費	報償金	114,000	100,000	102,000	224,000	118,000
需用費	消耗品費	3,248,000	3,363,000	3,267,000	2,794,000	2,817,000
	消耗品費(図書)	1,162,000	1,212,000	1,252,000	1,252,000	1,335,000
	印刷製本費	119,000	81,000	70,000	69,000	66,000
	修繕費	160,000	170,000	170,000	300,000	202,000
	賄材料費	0	0	0	0	0
役務費	通信運搬費	68,000	68,000	68,000	15,000	15,000
	保険料	0	0	0	0	0
使用料・賃借料	賃借料	382,000	298,000	325,000	206,000	458,000
備品購入費	備品購入費	154,000	225,000	275,000	252,000	145,000
合計		5,407,000	5,517,000	5,517,000	5,112,000	5,156,000



学校給食費

節	細節	27年度 令達額	28年度 令達額	29年度 令達額	30年度 令達額	2019年度 令達額
需用費	消耗品費	394,000	410,000	430,000	160,000	0
	燃料費	1,100,000	1,097,000	1,055,000	320,000	0
	修繕費	60,000	60,000	60,000	50,000	0
	備品購入費	0	0	0	0	0
合計		1,554,000	1,567,000	1,567,000	530,000	0



学校配当予算分析表

〇〇学校

〇〇学校

基礎数値(5月1日)	児童生徒数[a]	382	学級数[b]	12
------------	----------	-----	--------	----

学校管理費

学校管理費

節	細節	2019年度 令達額[c]	30年度 令達額[d]	対前年度比 増減[c-d]	一人当り の額[c/a]	2019年度 要求額[e]	対要求比 増減[e-c]	2019年度当初予算配当の成果及び問題点	2020年度予算要求の方向
賃金	その他賃金	0	0	0	0	0	0	<p>○おおむね、予算要求通りの令達がなされた。医薬材料費の減額は、生徒人数の変更に伴うものであり、原材料費の減額も、当初予算要求していた、校庭用砂を購入する必要がなくなったためのもの。</p> <p>●昨年度不足していた修繕費を増額した。</p> <p>●プールのろ過機が7月の使用期間までもつか分からず、故障したときに備えて、薬品代として60万ほど準備しておく必要が生じ、それまで大型の出費が出来ない。</p>	<p>○これ以上、予算が減額されることのないよう、学校の現状を市当局に積極的に働きかけたい。</p>
需用費	消耗品費	1,376,000	1,353,000	23,000 (+1.7%)	3,602	1,298,000	78,000 (+6.0%)		
	消耗品費(医薬)	76,215	78,000	-1,785 (-2.3%)	200	78,000	-1,785 (-2.3%)		
	燃料費	894,000	853,000	41,000 (+4.8%)	2,340	894,000	0 (+0.0%)		
	食糧費	2,000	2,000	0 (+0.0%)	5	2,000	0 (+0.0%)		
	印刷製本費	0	0	0	0	0	0		
	修繕費	860,000	736,000	124,000 (+16.8%)	2,251	860,000	0 (+0.0%)		
役務費	手数料	76,000	84,000	-8,000 (-9.5%)	199	76,000	0 (+0.0%)		
使用料・賃借料	賃借料	758,000	758,000	0 (+0.0%)	1,984	758,000	0 (+0.0%)		
原材料費	原材料	0	36,000	-36,000 (-100.0%)	0	13,000	-13,000 (-100.0%)		
備品購入費	庁用備品	0	0	0	0	0	0		
合計		4,042,215	3,900,000	142,215 (+3.6%)	10,582	3,979,000	63,215 (+1.6%)		

教育振興費

教育振興費

節	細節	2019年度 令達額[c]	30年度 令達額[d]	対前年度比 増減[c-d]	一人当り の額[c/a]	2019年度 要求額[e]	対要求比 増減[e-c]	2019年度当初予算配当の成果及び問題点	2020年度予算要求の方向
報償費	報償金	118,000	224,000	-106,000 (-47.3%)	309	118,000	0 (+0.0%)	<p>□報償費は剪定費を市教委が持ったため、少ない令達額となった。</p> <p>○高速印刷機を設置しているため予算を捻出しなければならず、図書費を減額しているが、減額は縮小させることが出来た。(128,000円→83,000円)</p> <p>●楽器購入が見通せないため、楽器をリースすることとし、その分の賃借料の要求額を多くした。</p>	<p>●慢性的な配当不足で、備品購入が滞っているので増額を希望したい。</p>
需用費	消耗品費	2,817,000	2,794,000	23,000 (+0.8%)	7,374	2,817,000	0 (+0.0%)		
	消耗品費(図書)	1,335,000	1,252,000	83,000 (+6.6%)	3,495	1,252,000	83,000 (+6.6%)		
	印刷製本費	66,000	69,000	-3,000 (-4.3%)	173	66,000	0 (+0.0%)		
	修繕費	202,000	300,000	-98,000 (-32.7%)	529	202,000	0 (+0.0%)		
	贈材料費	0	0	0	0	0	0		
役務費	通信運搬費	15,000	15,000	0 (+0.0%)	39	15,000	0 (+0.0%)		
	保険料	0	0	0	0	0	0		
使用料・賃借料	賃借料	458,000	206,000	252,000 (+122.3%)	1,199	458,000	0 (+0.0%)		
備品購入費	備品購入費	145,000	252,000	-107,000 (-42.5%)	380	145,000	0 (+0.0%)		
合計		5,156,000	5,112,000	44,000 (+0.9%)	13,497	5,073,000	83,000 (+1.6%)		

学校給食費

学校給食費

節	細節	2019年度 令達額[c]	30年度 令達額[d]	対前年度比 増減[c-d]	一人当り の額[c/a]	2019年度 要求額[e]	対要求比 増減[e-c]	2019年度当初予算配当の成果及び問題点	31年度予算要求の方向
需用費	消耗品費	0	160,000	-160,000 (-100.0%)	0	160,000	-160,000 (-100.0%)	<p>□プラットホーム建設・給食センター化にともない、学校給食費の費目が削除。</p> <p>□本校はサポートルーム費も計上されているが、市教委の管轄のため、予算分析の対象外とする。</p>	
	燃料費	0	320,000	-320,000 (-100.0%)	0	320,000	-320,000 (-100.0%)		
	修繕費	0	50,000	-50,000 (-100.0%)	0	50,000	-50,000 (-100.0%)		
	備品購入費	0	0	0	0	0	0		
合計		0	530,000	-530,000 (-100.0%)	0	530,000	-530,000 (-100.0%)		

学校配当予算・決算一覧表

〇〇学校

児童生徒数	30年度 395	前年比 -15	29年度 410
-------	-------------	------------	-------------

学校管理費

節	細節	30年度 令達額	組替後 予算額	30年度 決算額	比較%	残額	予算・決算の課題
賃金	その他賃金	0	0	0	0%	0	△コピー使用料が足りなくなつた。 ○後は補正予算で対応して残額をへらした。
需用費	消耗品費	1,353,000	1,530,000	1,530,697	100%	-697	
	消耗品費(医薬)	78,000	87,000	86,303	99%	697	
	燃料費	853,000	286,000	249,447	87%	36,553	
	食糧費	2,000	2,000	1,900	95%	100	
役務費	印刷製本費	0	0	0		0	
	修繕費	736,000	426,000	426,000	100%	0	
	手数料	84,000	70,000	68,464	97%	1,536	
使用料・賃借料	賃借料	758,000	749,000	748,998	99%	2	
原材料費	原材料	36,000	33,000	32,400	98%	600	
備品購入費	庁用備品	0	0	0		0	
合計		3,900,000	3,183,000	3,144,209	98%	38,791	

教育振興費

節	細節	30年度 令達額	組替後 予算額	30年度 決算額	比較%	残額	予算・決算の課題
報償費	報償金	224,000	102,000	99,735	97%	2,265	
	消耗品費	2,794,000	3,268,000	3,268,016	100%	-16	
	消耗品費(図書)	1,252,000	1,251,000	1,250,956	99%	44	
需用費	印刷製本費	69,000	70,000	60,651	86%	9,349	
	修繕費	300,000	170,000	169,668	99%	332	
役務費	賄材料費	0	0	0		0	
	通信運搬費	15,000	23,000	23,000	100%	0	
	保険料	0	0	0		0	
使用料・賃借料	賃借料	206,000	252,000	250,870	99%	1,130	
	備品購入費	252,000	415,000	411,722	99%	3,278	
合計		5,112,000	5,551,000	5,534,618	99%	16,382	

学校給食費

節	細節	30年度 令達額	組替後 予算額	30年度 決算額	比較%	残額	予算・決算の課題
需用費	消耗品費	160,000	430,000	428,799	99%	1,201	○燃料費や修繕費がよめないため、不安があった。
	燃料費	320,000	975,000	966,454	99%	8,546	
	修繕費	50,000	78,000	71,280	91%	6,720	
	備品購入費	0	0	0		0	
合計		530,000	1,483,000	1,466,533	98%	16,467	

16,467
 9,542,000 10,217,000 10,145,360 0.993 71,640
 71,640

1. 新学習指導要領と事務職員の関り方
2. 中央教育審議会でのこれから
3. 創造する事務職員

と、その前に・・・

教育基本法（さらに学校教育法、学校教育法施行規則）

第三章 教育行政

（教育行政）

- 第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。
- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

（教育振興基本計画）

- 第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

教育振興基本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。

平成30年6月15日付けで、第3期の教育振興基本計画を閣議決定しました。

（対象期間：平成30（2018）年度～平成34（2022）年度）【資料1】【資料2】

1. 新学習指導要領と事務職員の関り方・・・リーフレットより【資料3】

「学習指導要領」とは、全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準です。およそ10年に1度、改訂しています。

子供たちの教科書や時間割は、これを基に作られています。

なぜ、改訂するの？

学校は、社会と切り離された存在ではなく、社会の中にあります。グローバル化や急速な情報化、技術革新など、社会の変化を見据えて、子供たちがこれから生きていくために必要な資質や能力について見直しを行っています。

学習指導要領ができるまで

学習指導要領は、大まかに次の図のような流れで改訂されます。学習指導要領ができるまでには、多くの有識者等による議論や、一般の方からの意見募集が行われています。

これまでの学習指導要領の変遷

- 1989（平成元）年改訂
生活科を小学校1・2年で導入
高等学校家庭科の男女必修化
- 1998・99（平成10・11）年改訂
総合的な学習の時間を導入
情報科を高等学校で導入
- 2008・09（平成20・21）年改訂
外国語活動を小学校5・6年で導入
- 2015（平成27）年一部改正
道徳の「特別の教科」化

学習指導要領の構成

学習指導要領においては、教育課程全般にわたる配慮事項や授業時数の取扱いなどを「総則」で定めるとともに、各教科等のそれぞれについて、目標、内容、内容の取扱いを大まかに規定しています。

>平成29・30年改訂 学習指導要領、解説等

新学習指導要領新旧対照表を読みましょう・・・総則から【資料4】

たとえば、「特別活動」をみましょう。どんなことに気がつきますか？【資料5】

2. 中央教育審議会の諮問と答申・・・教育の方向性が見える

『新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について』

諮問(平成29. 6. 22)と答申(平成31. 3. 18) 【資料6】【資料7】

学校事務職員の働き方とは・・・?

『新しい時代の初等中等教育の在り方について』 諮問(平成31. 4. 17)【資料8】

4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

3. 創造する事務職員

事務員ではなく、学校事務職員。生き残るための役割とは・・・。

2019.8.9
学習会資料

東山教協 教育条件整備部会
ミニ学習会 学校職員の労働条件について

1. 教育条件整備部会の活動

- ・教育条件整備の視点（兼子，1977）
 - ①学習条件の整備：教育費の公費負担化，学校の施設・設備の拡充
 - ②人的条件の整備：給与の拡充，教職員定数の増加，職務内容の合理的設定
→教職員の人的配置・待遇も含まれる
- ・労働現場における2つの視点（本田，2009：13）

2. 非正規化と公務員

(1) 公務員数の推移

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」…公務員の削減・非正規化

正規の地方公務員	1994年 328万人
	2017年 274万人（ピーク時より16.4%減）
⇨非正規の地方公務員	2005年 45万6,000人
	2016年 64万3,000人

(2) 学校用務員

- ・学校用務員は，学校の環境の整備その他の用務に従事する（学校教育法施行規則 49条）
- ・学校用務員の非正規化・民間委託化の進行
 - ・2005年 総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」…現業職員の退職不補充方針，給与制度運用の見直し
 - ・2009年 総務省「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」…各自治体での「技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針」の公表
 - ・2016年 地方交付税法上の基準財政需要額における，学校用務員の積算基礎見直し…トップランナー方式の採用[資料1]。給与費から委託費への区分変更。基準人数の廃止
- ・業務委託の問題点（指揮命令者），非正規化，短時間勤務化した分の職務を誰が担うのか。

(3) 学校司書

- ・2014年学校図書館法の改正 学校図書館の運営の改善・向上と利用の一層の促進に資するため，学校司書の設置が努力義務化

学校司書の配置状況 文科省「学校図書館の現状に関する調査」

<2007年>

	学校数 (A)	学校図書館 担当職員 (B)	割合 (B/A)	常勤職員	非常勤職員
小学校	21,858	7,786	35.6	1,565	6,565
中学校	10,020	3,545	35.4	848	2,924
高等学校	3,840	2,820	73.4	2,637	305

<2017年>

	学校数 (A)	学校図書館 司書 (B)	割合 (B/A)	常勤職員	非常勤職員
小学校	19,647	11,644	59.3	2,621	9,222
中学校	9,442	5,408	57.3	1,342	4,199
高等学校	3,512	2,349	66.9	2,023	477

※常勤の学校司書を配置している学校 小学校 12.1%，中学校 13.6%，高等学校 55.4%
「学校図書館は子どもたちが自ら学ぶための大事な場所。それをサポートする学校司書は大事な学校職員。学校図書館法で配置が努力義務になっている。でも多くの学校司書は非正規。正規職員として定数を算定し，給与を国庫負担すべきだ。」（前川喜平ツイッター）

(4) スクールソーシャルワーカー

- ・福岡市の事務職員定数を用いたSSW常勤化問題 [資料2]

福岡市はSSWの配置に熱心で，各中学校区に常勤臨時任用でSSWを配置。

「規制緩和」の一環として，事務職員の就学援助加配を用いて，常勤化。（＝行政職給与表）
「事務職員のソーシャル業務を『専門性』として付託できるのではないかと…社会が求める専門性に事務職員が寄り添い実現していく形を提案します…スクールソーシャルワーカーが学校教育法で『児童の社会福祉をつかさどる』となるか，事務職員に『児童の社会福祉，及び事務をつかさどる』としていくか」（柳澤，2019：54）

⇨学校でのニーズがある新しい職。事務職員定数の流用でなく，県費負担化すべき。

(5) 学校教職員の臨時的任用問題

- ・「空白期間」をめぐって：期末勤勉手当の期間率，社会保険の加入
政令市への権限移譲後 事務 月給制から日給制（北海道）

3. 学校事務職員

(1) 時間外手当問題

・労働法における議論：「時間外・休日労働は、通常の労働時間または労働日に付加された特別な労働なので、それに対しては一定額の補償をさせること、そしてその経済的負担によって時間外休日労働を抑制することが割増賃金を課す目的である」（菅野，2010：301）

→経済的補償，使用者に業務削減のインセンティブを与える

月5時間の時間外手当は趣旨に沿っているか？ 給特法見直し議論（高橋，2019）と通底

・各都道府県での事務職員の時間外手当支給（実績：枠時間=1：2）

・ひとつの目安としての事務職員の6%の時間外手当支給

→教員との初任給格差是正のとりのくみのなかで，財源化した（1957年）。→ 県から文科省への義務教育費国庫負担法の書類

・情報公開請求に基づく，山梨近県の支給状況 **資料3**

千葉県 配当時間内での請求

静岡県 実績による支給

神奈川県 実績による支給

[横浜市 実績による支給（ただし，校長の承認時に実質的な制限あり）]

〇〇県 実績による支給 小 88.55時間 133,177円，中 108.5時間 174,906円

〇〇県 内示 100時間+追加支給は義務教育課と協議

(2) 切り下げられる労働条件

2001年 義務標準法等の「改正」…常勤者を基準としていた，教職員数の縛りをなくし，1人の常勤給与費を数人の非常勤講師に割り振ることが可能になる。

2004年 国立学校準拠制の廃止，総額裁量制の導入（山崎，2017）給与と教職員数を自治体が設定

2006年 義務教育国庫負担の2分の1から，3分の1へ引き下げ（小川，2010）

自治体間の財源格差 400億円不足する

2009年 県費負担教職員の政令市への権限委譲 地方税2%の財源移譲を伴う。

市町村費負担事務職員の状況 給与表の引き下げ・研修権への攻撃（磯田，2019）

(3) 格付問題

いわゆる32年通達

・教育職員等の給与改定について（1957.8.16）：「学校における事務組織の規模，個々の事務職員の学歴，経験年数等を考慮して，学校事務職員を国の行政職棒給表（一）の四等級に相当する等級に格付けることを否認するのではないこと」

給与表の変遷：15級制の「通し号棒制」→1957年8級制→1985年11級制→2006年現在の形に（稲山，2008）→現在の6級相当分の義務教育国庫負担での財政措置の根拠規定

・公立学校事務職員の給与等について（1957.5.21）「特に，一人若しくは数人というごく少数の事務職員の職務の級の格付に当っては，部下職員の数のみ基準として，これを行うことがないよう措置すること」

	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
	教育次長 理事	教育次長 理事 教育監 次長	参事 課長 審査 学力向上 対策監	課長 室長 企画調整主幹 主幹 施設管理監 人事管理監 職務教育指導監 高校教育指導監 国体推進監 文化財指導監 総務課長補佐 課長補佐 室長補佐	課長補佐 室長補佐 副主幹 管理主事	主事 副主幹 管理主事	主任 指導主事 専門員	主事 技師 社会教育主事 体育主事 文化財主事 司書	主事 技師 社会教育主事 体育主事 文化財主事 司書
本庁									
公立 小中 学校				事務主幹	事務幹	事務主査	事務主任	事務職員	事務職員

資料4 「6級は課長や人事管理監と同じ級となる。部下がないのになぜそこまで格付する必要があるのか」→共同実施の推進？

・省令事務長の活用「各中学校単位で事務長が設置されれば，全国の事務職員の5～6人に一人は6級に格付」**資料5**

・群馬県の実施状況。県内469校の学校に109の共同実施，109人の事務長 **資料6**

週2回実施するとして，学校を空けている間の学校の事務処理は。

誰が事務長となるのか

事務職員の引き上げにつながらないか。

「学校現場におけるわたしたちの存在意義は，本当はもっと簡潔で単純なはず。常に児童生徒や教員にとっての教育環境の改善を最優先に考え，そのために効果的・効率的な予算執行を行い，学校職員の一員として児童生徒の学校生活，教員の教授活動を支え，見守る…どんなに翻弄されようとも，今も昔も変わらない，それが学校事務職員という職種の本質です」

〇参考資料

- ・小川正人（2010）『教育改革のゆくえ』ちくま新書。
- ・磯田勝（2019）「政令市権限移譲がもたらした学校事務職員制度の変化と課題」『学校事務』8月号。
- ・稲山博司（2008）「転換期にある地方公務員給与」自治体給与人事研究会編著『自治体の給与・人事戦略』学陽書房。
- ・兼子仁（1977）「教育行政」有倉遼吉編『基本法コンメンタール教育法』日本評論社。

- ・菅野和夫（2010）『労働法（第9版）』弘文堂。
- ・高橋哲（2019）「教職員の多忙化をめぐる法的問題」『法学セミナー』6月号。
- ・木田由紀（2009）『教育の職業的意義』ちくま新書。
- ・柳澤靖明（2019）「R20座談会：若手学校事務職員のホンネトーク」『学校事務』3月号。
- ・山崎洋介（2017）『いま学校に必要なのは人と予算』新日本出版社。

行政文書開示請求書

様式第1号 (第10条関係)

文部科学大臣 殿

平成元年5月31日

公文書開示請求書

2019年7月1日

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)



〇〇県教育委員会 教育長殿

住所又は名称及び代表者の氏名 山梨県山梨市

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

山梨県山梨市

連絡先電話番号

TEL

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

〇〇県情報公開条例第7条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1. 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

- 平成30年度の下記文書の山梨県に関する部分
1 義務教育費国庫負担金交付申請書(令・申請額の算出基礎・総額算定シート)
2 採算割当書(国庫負担額と灯台額の算定資料)
3 義務標準法に基づき文科大臣の定める数の決定についての通知と内訳
4 公立小・中学校教職員数集計簿

2. 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに〇印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を選択又は記載してください。

Form with options for implementation method (A: office, B: copy) and date.

Form for opening request fee (1,300 yen) and official stamp of the Ministry of Education, Science and Culture.

※この欄は記入しないでください

Form for designated department and other information.

Main request table with 5 items and detailed reasons for disclosure.

注 次の欄の記載は任意です。

Form for implementation method and date.

注 以下の欄には、記入しないでください。

Form for designated department and phone number.